

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
航空自衛隊IC付き身分証明書用カード（幹部用）1,500枚 外	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和7年12月3日	富士通株式会社ナショナルセキュリティ事業本部防衛営業統括部 東京都千代田区5-1-1 野村不動産市ヶ谷ビル	1020001071491	一般競争入札	16,648,500	16,648,500	100.00%				
空自のイノベーション活動に係る伴走型支援役務1式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和7年12月10日	株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2-10-3	6010001030403	一般競争入札	14,366,000	12,980,000	90.35%				
イノベーション活動に必要な技術情報収集及び解析役務1式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和7年12月10日	VALUENEX株式会社 東京都文京区小日向4-5-16	3010001125817	一般競争入札	30,800,000	30,250,000	98.21%				
紙媒体の行政文書の電子媒体化1式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和7年12月17日	株式会社ディーアイ・ネクスト 東京都品川区東五反田2-3-2 時代ビル7F	2013301030992	一般競争入札	13,580,765	8,552,335	62.97%				
部外委託教育(SANS FORENSICS 500 Windows Forensic Analysis)4人	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和7年12月17日	トレノケート株式会社 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー	7011101057847	一般競争入札	5,871,800	5,574,800	94.94%				
プリンター1台 外	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和7年12月17日	プライムダイレクト株式会社 神奈川県相模原市中央区田名4145-3	9021001017270	一般競争入札	13,633,549	8,813,684	64.64%				
什器等の撤去、設置及びタイトルカーペットの張替1式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和7年12月23日	株式会社東商文具 東京都練馬区田柄1-24-6	9011601010667	一般競争入札	15,587,077	14,300,000	91.74%				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
什器類の撤去及び設置 1式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村 町5-1	令和7年12月23日	広友物産株式会社 東京都港区赤坂1- 4-17	3010401081239	一般競争入札	6,376,590	4,328,500	67.88%				
部外委託教育（サイ バーセキュリティ）1 式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村 町5-1	令和7年12月23日	株式会社ウチダ人 材開発センタ 東京都墨田区横綱 1-6-1 国際7アクション センター7階	3010001086662	一般競争入札	64,727,014	41,679,000	64.39%				
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

